

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2013-11

.....

ハイライト：

韓国特許庁、創意的アイデアの保護を一層強化	1
サムスン、EUIに「標準必須特許訴訟を5年間猶予」の妥協案提示	2
化粧品特許、10年間で100倍増加	3
LTE-A、特許もAレベル	3
半導体・携帯電話の次は…サムスンの新たな目標は「素材」	3
サムスンメディスン、プレミアム超音波診断機等新製品2種発表	4



## 特許制度

### 韓国特許庁、 創意的アイデアの保護を一層強化

今後は、創意的なアイデアの特許権利化が容易になり、これに対する保護も一層強化されることが予想される。

キム・ヨンミン特許庁長は10月30日、政府大田庁舎で記者ブリーフィングを行い、このような内容を骨子とする「創意的アイデア保護強化案」を発表した。

この案によると、創意的アイデアについては積極的に権利化できるように誘導する制度的基盤が整備される。

このため、特許庁は「アイデアの説明資料」のみで迅速に特許出願ができるように、2015年の施行を目標に法改定を推進することとした。現在は、特許取得のためには「技術分野」、「発明の内容」、「発明を実施するための具体的な内容」等多様な項目を作成しなければならないため、

相対的に時間がかかる。

また、市場状況による権利化の時期の柔軟性確保のために、特許決定以降の分割出願制度を導入する一方、アイデア保有者が特許等を容易に獲得できるように「公知例外主張」の要件を「出願時の事前申告義務」から「事後立証方式」へと緩和させることとした。

さらに、CDのような記録媒体に保存された形態のコンピュータプログラムの発明のみ特許審査の対象として認めている現行の指針を改定、スマートフォンのアプリケーションやモバイルゲーム等オンラインに流通する形態のプログラム発明も認めることとする等、アイデア・技術の権利化対象を拡大する。

創意的アイデアの保護のための多角度からの根拠規定も設けられる。不正競争行為の「一般規定」を導入、経済・技術発展によって出現する新たな類型のアイデアが適切に保護されるようにする一方、営業秘密保護制度とアイデア保護標準ガイドも設ける。

特許庁はこれと共に、アイデア・紛争予防及び紛争解決システムを構築することとした。これを通じ、企業内外のアイデア・技術流用を根絶すると共に、正当な補償を強化

し、偽造商品、違法コピー等、アイデアの盗用行為を取り締まることは勿論、社会的弱者、中小ベンチャー企業等のアイデア・技術の保護に関する障害を解消するための専門相談を実施する計画である。

キム庁長は、「今回の案に含まれた内容を早急に実行するために、既に特許法等関連法の改定を推進中である」とし、「今後、関係部署と協力し、中小企業の技術流用防止案等、多様な施策を持続的に模索していくつもりである」と述べた。



## 特許判例

大法院2013. 9. 13. 宣告2012HU1057判決[登録無効(特)][公2013下、1851]

### 【判示事項】

[1] 確定した審決の結論を覆すだけの有力な証拠が新たに提出された場合、旧特許法第163条で定めている一事不再理の原則に抵触するかどうか(消極)

[2] 後行の審判請求に対する判断内容が確定した審決の基本になった理由と実質的に抵触するといえない場合、一事不再理の原則に反するかどうか(消極)

### 【判決要旨】

[1] 一事不再理の原則を定めている旧特許法(2001. 2. 3. 法律第6411号で改定される前のもの)第163条は、「審判の審決が確定登録されたり、判決が確定された時には、誰でも同一事実及び同一証拠によってその審判を請求することができない」とし、一事不再理の原則を規定しているが、確定した審決の結論を覆すだけの有力な証拠が新たに提出された場合には、上記のような一事不再理の原則に抵触しない。

[2] 同一事実による同一の審判請求について、前に確定した審決の証拠に対する解釈を異にする等によりその審決の基本になった理由と実質的に抵触する判断をすることは、旧特許法(2001. 2. 3. 法律第6411号で改定される前のもの)第163条が定めている一事不再理の原則の趣旨に鑑みて許容されないが、前に確定した審決の証拠をその審決で判断しなかった事項に関する証拠に挙げて判断したり、その証拠の先行技術を確定した審決の結論を覆すだけの有力な証拠の先行技術に追加的、補充的に結合して判断する場合等のように、後行の審判請求に対する判断内容が確定した審決の基本になる理由と実質的に抵触するといえない場合には、確定した審決とその結論が結果的に変わったとしても、一事不再理の原則に反するといえない。

### 【参照条文】

[1] 旧特許法(2001. 2. 3. 法律第6411号で改定される前のもの)第163条

[2] 旧特許法(2001. 2. 3. 法律第6411号で改定される前のもの)第163条

### 【参照判例】

[1] 大法院2003. 12. 26. 宣告2003HU1567判決

大法院2005. 3. 11. 宣告2004HU42判決(公2005上、613)

[2] 大法院1990. 7. 10. 宣告89HU1509判決(公1990、1709)

## 紛争

### サムスン、EUに「標準必須特許訴訟を5年間猶予」の妥協案提示

欧州連合(EU)から独占禁止法違反で調査を受けているサムスン電子が、妥協案を提示した。

欧州委員会は10月17日、サムスン電子が「欧州でモバイル製品の標準必須特許訴訟を今後5年間猶予する」という妥協案を提示したことを明らかにした。

サムスン電子は、自社と特許ライセンスの契約に合意する会社については訴訟を提起しないことを提議した。欧州委員会は、今後1ヶ月間、利害当事者にサムスンの妥協案を受け入れるかどうかを調査する予定である。この調査結果を見て、サムスンの独占禁止法違反の疑いに対する決定を下すということである。

EUは、サムスン電子が自社の特許権を濫用し、欧州でアップルの営業を不当に妨害したという疑いで、昨年12月から調査を行ってきた。今年9月に業界を通じ、「サムスン電子が独占禁止の調査に関する妥協案を提示した」という事実が知られたが、妥協案の具体的な内容が公開されたのは今回が初めてである。EUのホアキン・アルムニア競争担当委員は、「特許権利を訴訟を通じて守ろうとすることは正当であるが、消費者に被害を生じさせないように標準必須特許の濫用は防止されなければならない」とし、「今回の事件が円満な解決策を見つけることになれば、関連産業の透明性が高まるであろう」と述べた。

EU側が妥協案を受け入れる場合、独占禁止の調査は罰金を賦課しない「合意終結」で妥結されるであろうと思われる。業界は、妥協案が受け入れられたとしても、サムスンは損害賠償請求や防御的な販売差止訴訟を提起することはできるため、標準特許権が弱化することはないであろうと見ている。

# 出願動向

## 化粧品特許、10年間で100倍増加

韓国の化粧品分野の特許出願が、過去10年間で約100倍爆発的に増加していることが分かった。

韓国の保健産業情報統計センターが最近発表した「化粧品産業の特許動向」報告書によると、2001年から2010年までの化粧品産業の特許出願件数は計6,123件である。2010年の特許出願件数は922件で、2004年の出願数10件に比べ約100倍増加した数値である。

特に、内国人の出願件数は4,490件と73.3%を占め、外国人の出願件数1,633件(26.7%)に比べはるかに高い。このため、韓国の特許出願の拡大が、最近韓国の化粧品産業の成長を牽引しているという分析が出ている。

内国人の特許出願動向を見ると、計4,490件(2001～2010)のうち、企業2,948件(65.6%)、個人1,132件(25.2%)、大学292件(6.5%)の順となり、企業の特許出願の比率が高いことが分かる。個人の出願人を除いた韓国の特許出願機関のうち、上位5位までは、AMORE PACIFIC、LG生活健康、COREANA COSMETICS、THEFACESHOP、Kolmar Koreaの企業が占めている。

THEFACESHOP以外のブランドショップは、特許出願にはつきりとした成果を上げられていない。

外国人の特許出願動向を見ると、化粧品特許を1件以上出願した国は、2010年を基準に9カ国である。外国人出願の特許1,633件(2001～2010)のうち、米国と日本が488件とそれぞれ29.9%ずつ占めており、フランス15.2%、オランダ(9.1%)がその後が続いている。

一方、韓国の化粧品産業の研究員数は、2007年以降、化粧品企業の数と共に増加し続けていることが分かった。反面、1メーカー当りの平均研究員数は2010年の15名から2011年は12名に小幅減少した。

学位別研究員の現況を見ると、修士学位の研究員が全体の50.5%と最も多く、学士学位の研究員は40.8%、博士学位の研究員は6.1%を占める。

専攻別では、理学48.9%、工学31.0%の順となり、細部専攻別では、化学28.8%、化学工学16.4%、生物学11.9%となる。

## LTE-A、特許もAレベル

特許庁によると、2008年末からLTE-Aに関する特許が出願され始め、2010年を基点に急増している。これは、3GPP(移动通信技術の標準化団体)のLTE-A標準化に関する技術の出願が増加したためであり、現在も標準化に関する技術が出願され続けている。

LTE-Aに関する技術特許に対する年度別出願現況を見ると、2008年190件、2009年298件、2010年608件、2011年558件、2012年112件、2013年19件となっている。

韓国企業では、LG電子とサムスン電子が最も多くの出願比率(約40%)を占め、Pantech、韓国電子通信研究院、及び移动通信サービス企業であるSKテレコムとKTの出願がその後が続いており、外国企業のクアルコム、エリクソン、ZTE、ノキア等の出願も多数を占めている。

SKテレコム、KTのような移动通信サービス企業の持続的な出願増加は、使用者に水準の高いサービスを提供し、LTE-Aサービス市場を占めるためであると解釈される。

3GPPは、2012年下半年に4G標準であるLTE-Aを終え、現在はBeyond 4G等を行い、5G標準を準備している。韓国でも5G移动通信に備え、ギガレベルのモバイル生態系構築を目標とする「ギガコリア事業」を始めた。より多くのデータサービスの要求と利用可能な周波数資源の限界の中で、5G移动通信を準備する世界の移动通信市場がどのような新たな技術とサービスを創出するか期待される。

# 電子・半導体

## 半導体・携帯電話の次は… サムスンの新たな目標は「素材」

サムスは、次の目標を「素材」に定めた。

サムスの場合、電子分野におけるTV、携帯電話等の完製品や半導体LCD等の部品では世界1位になっていたが、素材産業はまだこれに追い付けていない状況である。よって、未来をかけて素材に全力を尽くし、素材-部品-完製品につながる世界最高水準の一貫生産体系を構築するという構想である。

サムスンによると、素材技術のメッカとなる「サムスン素材研究団地」が11月5日に開館すると共に正式稼働に入る。

水原の旧サムスン電子生活家電事業部の社屋があった42万㎡の敷地に立てられるこの団地は、20余りの研究棟で構成されている。ここには、サムスン電子(総合技術院)だけでな

く、サムスンSDI、サムスン精密化学、第一毛織等、素材に関するすべての系列会社の中核研究員2,000名余りが共に勤めることになる。

彼らは、来年から個別及び共同研究を行うが、□未来素材であるグラフェン、□フレキシブルディスプレイやバッテリー等が優先の研究対象となるであろうと思われる。サムスンの関係者は、「今後、素材分野の研究開発は、半導体やスマートフォンの水準以上に集中して進められるであろう」と述べている。

また、第一毛織ファッション部門のサムスンエバーランドへの移管、米国コーニング社の持分買収等、グループレベルで行った一連の事業構造調整の措置も、結局のところ素材競争力の強化のための布石であったと解釈される。

第一毛織の場合、根幹は衣類織物であるが、既に電子素材部門が半分を超えた状態。第一毛織をグローバル素材企業に育成するためには、ファッション部門の移管が不可避であった。また、同社は、OLED(有機発光ダイオード)素材の中核技術と特許を多量保有しているドイツのNovaledを買収、素材専門企業としての地歩を固めている。

サムスンディスプレイが米コーニング社の最大株主の持分を買収したのも同じ脈絡。コーニングは、スマートフォンに広く使われる特殊ガラス「ゴリラ」とセラミック素材で世界最高の技術水準を保有しているが、サムスンは今回の取引を通じ、有機化学だけでなく、無機化学の素材分野へも基盤を広げることができるようになった。

サムスンが6月に設立した「サムスン未来技術育成財団」も注目すべき部分である。サムスンは、2022年まで1兆5,000億ウォンを出資し、□素材技術、□基礎科学、□情報通信技術(ICT)融合型技術等、3大プログラムのうち革新的アイデアに対して全面的に支援する計画である。特に、新物質や科学的究明がならず、商用化が難しい物質等の国家産業のパラダイムを変えることができる独創的な素材研究100を選んで、設計から加工、商用化までサポートする方針である。

### サムスンメディスン、プレミアム超音波診断機等新製品2種発表

サムスンメディスンは10月8日、オーストラリア・シドニーで開かれた第23回国際産婦人科超音波学会(ISUOG: International Society of Ultrasound in Obstetrics and Gynecology)でプレミアムレベルの超音波診断機「UGE0 WS80A」等新製品2種を発表したことを明らかにした。

UGE0 WS80Aは、胎児の実際と同じ姿を表現するFRV(Feto Realistic View)映像処理の速度を高め、反応が速いという長所を有している。また、胎児の後頸部の浮腫(Nuchal Translucency)の厚さを測定するイメージをさらにリアルに

表現する「5D NT」技術を導入した。これは、妊娠初期のダウン症候群の可能性をより正確に判断できるようにする。

UGE0 WS80Aは、妊婦の体内を3D映像で見ることができる「5D Cine」技術を適用し、妊婦と家族が生まれる赤ちゃんを予め見ることができる感動を提供する。また、この製品は、癌組織の有無を早期に見つけられるように、悪性組織と正常組織間の硬さの差を算出する機能も有している。

同社はこの日、ハイエンドレベルの携帯用製品「UGE0 HM70A」も公開した。UGE0 HM70Aは、移動性と高性能を全て備えた超音波診断機であって、産婦人科、循環器内科、麻酔科等多様な領域で迅速な診断が可能である。

UGE0 WS80AとUGE0 HM70Aは、10月から韓国、オーストラリアの他、欧州及び東南アジアの地域で販売を始める。来年初めには米国と日本でも発売する予定である。

サムスンメディスンのチョ・スイン代表理事は、「UGE0 WS80Aはサムスンメディスンの超音波技術の長年のノウハウとサムスン電子の先端IT技術を融合して作られたもので、期待の大きい製品である」とし、「今後も、患者をさらに迅速で早く診断できるように、現実に近い高画質映像と革新的な機能を提供する最先端の医療機器を開発していきたい」としている。

## 化学・金属・生命工学

### Cellumed、同種軟組織移植材の培養装置の特許取得

Pharmicellが中国のIT用リン系難燃剤市場の進出に本格的に乗り出した。

Pharmicellは10月29日、「有機リン系難燃剤及びその製造方法」に関する中国内の発明特許を取得したことを明らかにした。これは、同じ用途の製品としては中国内で初めて登録された特許である。

同社は、現在韓国のモバイル機器用部品メーカー及びドイツに難燃剤を供給しており、これはバイオケミカル事業部門で毎年160億ウォン以上の売り上げを上げている品目である。

今回の特許取得を通じ、現在中国内に供給している既存の難燃剤の売り上げに加えて、年間1億ドル規模と推定される中国内のリン系難燃剤市場で、新たな売り上げ源を確保することになった。

会社関係者は、「これまで世界的に特許登録されたリン系

難燃剤は原料物質が高価であるだけでなく、耐熱性が低いため、商用化に困難があった」とし、「我が社は競争力のある価格と特許に基づき、1～2年以内に中国内の該当市場の50%以上を占める計画である」と述べた。

また、「既に今年上半期から多国籍企業の中国工場で品質認証を受けている状態であり、近いうちに大量供給を進める予定である」と付け加えた。

リン系難燃剤は、環境に優しくないハロゲン系難燃剤を代替することができる最も好ましい代案として認識されている難燃剤の一種であって、Pharmicellのバイオケミカル事業部門は、2008年以降既に韓国最高の技術を確認し、この市場に進出している。

同社が今回取得した特許は、難燃硬化剤がエポキシと反応し、適切な物理的性質を示せるように、適した分子構造と分子量の分布を有することができる製造法に関するものであって、耐熱性、耐吸湿性及び難燃性に非常に優れており、商用性の高い製品として評価されているというのが会社側の説明である。

一方、Pharmicellのバイオケミカル事業部門は、昨年11月にISU化学系列の ID BIOCHEMを買収・合併して新設された事業部門で、PEG、Nucleoside、HDP-tosylate等の原料医薬品を開発及び生産し、多国籍製薬会社に供給している。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.co.kr  
Website : <http://haandha.co.kr>

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : [st@stpat.co.kr](mailto:st@stpat.co.kr)